

## 国際卓越研究大学制度(仮称)の構築

世界最高水準の研究大学を形成するため、世界と伍する研究大学となるためのポテンシャルを有する大学を、変革への意志(ビジョン)とコミットメントの提示に基づき、「国際卓越研究大学(仮称)」として国が認定。国公私立大学を対象とする新たな枠組みを構築し、認定された大学に対して、大学ファンドからの助成を含め、総合的な支援を実施。

### 1. 基本方針の策定

国際卓越研究大学制度の意義や目標、認定、科学技術振興機構(JST)の助成の実施方針、科学技術・イノベーション政策との連携に関する基本的な事項など制度運用を行う上で指針となる事項を定めた基本方針を、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)や関係行政機関と協力した上で、文部科学大臣が策定。

### 2. 国際卓越研究大学の認定

世界と伍する研究大学となるためのポテンシャルを有する大学を、変革への意志(ビジョン)とコミットメントの提示に基づき、「国際卓越研究大学」として、文部科学大臣がCSTIの意見を聴いた上で認定。※制度の趣旨を踏まえれば、認定される大学は無制限に拡大するものではなく、数校程度に限定。

#### 認定要件

- ①自律と責任あるガバナンス体制 (①合議体、②大学の長(法人の長)、③教学担当役員(プロボスト)、④事業財務担当役員(CFO)、⑤監事)
- ②国際的に卓越した研究成果の創出 (新しい学問領域の創出や優秀な若手研究者の育成等、国際的に卓越した研究成果の創出に向けたポテンシャル)
- ③実効性高く意欲的な事業・財務戦略 (財源に裏付けられた事業戦略とそれを確実に進める財務戦略(財源の多様化や大学独自基金造成等))

### 3. 国際卓越研究大学への支援・規制緩和

認定された大学が実施する体制強化の取組に対して、大学ファンドからの助成を含め、総合的な支援を実施。

- ・国際卓越研究大学は、研究力強化に向けた体制整備や事業成長に関する事業計画を作成。文部科学大臣がCSTIの意見を聴いた上で認可。
- ・JSTは助成に当たっての実施方針を定め、国際卓越研究大学の事業計画に基づき、大学ファンドから助成。
- ・規制緩和や税制についても、現場のニーズを把握しつつ必要な検討を実施。大学から規制緩和を提案する機会を設けるなど、双向型の環境を整備。

### 4. 国際卓越研究大学のモニタリング等

国際卓越研究大学への国の関与の仕組み(例えばCSTIや科学技術・学術審議会が共同で実施)を構築するとともに、モニタリング等を実施。

- ・モニタリングに当たっては、コミットメントの達成状況(結果)を客観的指標に基づいて確認することを主眼とし、一定の周期で進捗状況を確認。
- ・コミットメントが一定期間連續して達成されない場合など、結果責任を問う形で、認定の取消し・大学ファンドからの助成の打切りを実施。

### 5. 国立大学法人のガバナンス改革

国際卓越研究大学となる国立大学法人については、以下のガバナンス改革が可能となるような制度改革を実施。

- ・法人の意思決定に専門的知見を取り入れ、法人執行部へのモニタリング機能を持たせるため、重要事項を決定し、法人の長の選考・監督を行う合議体を設置。
- ・合議体の構成員は学内外同数の者による選考組織において行い、合議体の構成員の相当程度(例えば過半数、半数以上等)は学外者とすることが適当。
- ・合議体は中長期の経営戦略等の策定、執行部の業務執行の監督を行い、業務執行は法人の長に委ね、教学事項等に関するマイクロマネジメントは行わない。
- ・教学担当役員(プロボスト)については、法令上教学面の責任者となっている大学総括理事とすることが考えられる。また、事業財務担当役員(CFO)については、法人内で権限等を定めることが適当。

※公私立大学については、各制度の趣旨や特性を踏まえ、対応。